

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 選挙管理委員会

法令名	政治資金規正法	法令の番号	C 2 3 1 9 4		
許認可等の種類	少額領収書等の写しの開示請求に係る少額領収書等の写しを開示しない決定	根拠条項	第19条の16第12項		
審査基準	別紙のとおり。				
	受付機関	選挙管理委員会	処理機関	選挙管理委員会	
	交付機関	選挙管理委員会	標準処理期間	60日	
			(ただし、法第19条の16第9項、第13項及び14項該当の場合を除く。)	目次	2
			標準経由期間	— 日	NO

